



神金公民館だより

第152号
2022年
11月1日

神金文化祭

10月30日(日)～11月6日(日)

12:00～17:00

会場：神金公民館1階ホール

- 展示期間中は、自由に参観していただきますが、会場入り口で検温し、参観者名簿に氏名とあわせて検温結果の記入をお願いします。
- 手指の消毒とマスクの着用も忘れずをお願いします。



◇ 感染対策のお願い ◇

感染防止のための取り組みとして、公民館使用时には、名簿に参加者名を記入するとともに、検温結果の記入をお願いします。

また、マスクを着用し密集にならないようにし、換気を行いながら使用してください。(2019.1.1)

万が一、公民館利用者の中から感染者が発生した場合は、連絡をお願いいたします。

神金の歴史

地元の歴史研究家でもある故飯島卓郎氏が、神金小学校PTA会報「ふもと」に執筆し寄稿した「神金の歴史」をシリーズで紹介します。

令和になった今、神金で生きる者にとって、この地で生活した人々の足跡を鮮やかに蘇らせ、知恵や遺産・心意気を学び、心の大きな後ろ盾や糧になればと願います。

山 一

神金の総面積の内95.6%は山林であり、畑2.1%、水田0.66%、その他1.9%が宅地、道路、河川等である。

これが塩山市に合併するときの面積の内訳である。如何に山が大きいかわく外はない。昔から山は地域住民の生命線であった。薪炭や家屋の木材は申すに及ばず化学肥料のなかった時代は山から採取した落葉・下草・刈敷・草木炭等が主要の肥料であった。又、茅（屋根を葺く）や山菜等、山の恩恵に頼らなければ生活できなかった。村毎に山の神、天狗社などを祀り、春と秋お供え物などして盛大にお祭りをして御加護を祈ったものである。

この山林の内2%位が民有林や区有林で、他はすべて萩原入会十ヶ村の住民の共有林であった。入会十ヶ村とは上中下萩原、上下小田原、上下粟生野、上下於曾、赤尾を萩原入会十ヶ村と言い、強力な権力を持っていたのである。甲斐国史に「入会十ヶ村中、上中下萩原、上下小田原を上郷と言い、上下粟生野、上下於曾、赤尾を里郷と言う。上郷を除き里郷五村にて山税六石九斗余を上納す」とある。これによっても昔から山税を納めており共有の山林であることが実証される。上郷五ヶ村は山に接しているため山火事の消火、盗伐の防止、林道の補修等山の保護管理の件にあたるため免除され、里郷五ヶ村にて税金の負担をしたものである。現在は上下塩後が入って十二ヶ村になっているが、いつから加入したのか残念乍ら知る人も古文書もない。

山の入会権（或いは慣行）の範囲は大概住民の居住地域の河川の上流で山の分水嶺から内を、或いは共同して収益している地域内の権利を、入会権、又は、入会慣行と称している。萩原十ヶ村は強大な力をもっていたとみえて、隣接地区の権利を横奪したと思われる地域があるが、それがそのまま現在に継承されている。その実例を挙げると、

一、牛奥入会と接する恩若の尾根から源次郎ヶ峯の場合、分水嶺が境であるべきが嶺から牛奥沢に三分下った処を境にしている。通称三分下がりと言っている。

*次ページに続く

神金の歴史

二、三日川峠から南は大和村の領域であるべきが、峠を下りなお三日川を渡り広大な地域を占有している。この地域は元天目山栖雲寺寺領であったが、寛政年間（1970）境を争い江戸幕府に訴え長年に亘り争った結果取得したものと思うが、その係争の古文書がある。

明治維新になり新政府は先ず国の財政を強化するために全国統一した地租改正法を公布することを考え、各府県に内示した。これは田・畑・宅地・山林全般に亘り大規模な税政改革である。ところが、今まで代官政治によって永く痛めつけられた農民は、御維新になれば少しは楽になると期待していたにもか拘わらず、信玄公以来の大小切税法を変えろと言うので、実力をもって税法改正を阻止しようと不穏の状態は県下村々にみなぎっていた。突如、明治5年8月23日に栗原筋、万力筋（東山梨郡）の農民が手に手に猟銃・竹槍・鎌などの武器を持ち蓆旗を立てて、小原から正徳寺辺りに集結し甲府県庁を目指して押しかけた。その数は萬を超えた百姓一揆が出現した。これが有名な大小切騒動である。神金勢も他村に負けてはならんと権現森、今の駐在所の東や裏一帯（羽黒神社の境内）に集まり、酒を飲んで勢いをつけて出動したようである。

この百姓の勢いに県も負け、「願いの趣聞届候」との一札を農民側に差し出したので、目的が達成したことを喜び農民は解散した。しかし県は諏訪・静岡・東京から軍隊の応援を求めて強気に変わり、

「多数の市民を殺害したり、若尾家を焼き討ちしたことは暴徒の行為である」との理由に一札を取り返し、首謀者を召し捕り、関係各村の名主外村役人を恵林寺に集めそれぞれ厳訓にした。松里村の小沢晋兵衛、岡部村の島田富十郎は首謀者とみなされ絞首刑になった。この二人は後に義民として称えられ、恵林寺の境内信玄公の廟所の前方に、明治25年顕彰の石碑が建てられ今も残っている。その外、懲役、罰金等の刑に処せられ312名の犠牲者を出し、この暴動は農民の敗北に終わった。県側でもこの事件の責任を問われた県令土肥実匡は免職になり、藤村紫郎が二代目の県令となった。



恵林寺境内の石碑と案内板

